

条件付き一般競争入札の公告

下記のとおり、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）第 15 条の規定に基づき、公告する。

令和 7 年 7 月 16 日

鶴岡市長 皆 川 治

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札の場所 鶴岡市馬場町 9 番 25 号
鶴岡市役所 6 階大会議室
- (2) 入札及び開札の日時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 午前 9 時

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 鶴岡市人工芝グラウンド整備設計業務委託
- (2) 委託場所 鶴岡市高坂地内（旧鶴岡病院跡地）
- (3) 業務内容 設計図書のとおり
設計図書に疑義があるときは、文書で受け付けます。
 - ① 質問受付期限 令和 7 年 7 月 23 日（水）午前 10 時まで
 - ② 提出場所 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 鶴岡市総務部契約管財課
 - ③ 提出方法 質問文書を同課にお持ちください
 - ④ 質問への回答 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 4 時から
- (4) 履行期間 令和 7 年 8 月 21 日から令和 8 年 3 月 10 日まで
- (5) 予定価格 34,510,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次の（１）～（４）に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 鶴岡市契約に関する規則第 26 条第 2 項の規定による令和 7 年度競争入札参加者名簿の測量・コンサルタント登録業者のうち、次の①から③のいずれかの要件を満たす者。
 - ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所である市内業者。
 - ②建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」に登録のある市内業者。
 - ③建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」に登録のある県内に本社、支店または営業所を有する者と①または②との 2 者で自主構成する設計共同企業体（以下「JV」という）。
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年以内）に完了した、設計対象面積が 1.0ha 以上のグラウンド等の運動施設※注 1）にかかる新築、改築の基本設計または実施設

計を含む業務の実績**※注2**）（J Vとしての実績は代表企業又は出資割合20%以上の構成企業としての実績）があること（J Vである場合は代表企業、構成企業共）。ただし、再委任、下請けによる実績は対象としない。

※注1）類似施設の業務実績と認められるグラウンド等の運動施設とは、都市公園法の都市公園内に設けるサッカー場、ラグビー場、陸上競技場、野球場、あるいは自然公園法の自然公園内に設ける多目的グラウンド等、または教育施設等（小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学）のグラウンドの他、屋内運動施設にあっては人工芝舗装を備えたものとする。

※注2）改修や部分的な付帯施設等の新設、増設、改修、修繕の実績、並びに地質調査、用地測量、造成工事設計、構造物設計（擁壁、排水）のみの実績、あるいは基本計画策定業務のみの実績は対象としない。

（3）所属する企業（J Vである場合は代表企業）と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者と照査技術者を配置できること。

管理技術者は次の①から③のいずれかの資格要件を満たす者であること。照査技術者は次の①か②のいずれかの資格要件を満たす者であること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務及び再委任（下請け）は認めない。また、J Vの構成企業にあっては、①から③のいずれかの資格要件を満たす主任技術者を配置すること。

①技術士（次の6種のうちのいずれか1つ）

建設部門：「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」「建設環境」

総合技術監理部門：「建設-都市及び地方計画」「建設-施工計画、施工設備及び積算」「建設-建設環境」

②RCCM（次の2種のうちのいずれか1つ）「都市計画及び地方計画」「造園」

③建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

（4）条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から受託者の決定の日まで、鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱及び同運用基準に基づく指名停止を受けていない者（J Vである場合は代表企業及び構成企業のいずれも指名停止を受けていない者）であること。

4 契約条項等を示す場所

（1）閲覧場所 鶴岡市ホームページ

（2）閲覧期間 入札日の前日まで

5 入札、契約保証金に関する事項

（1）入札保証金 免除

（2）契約保証金 契約金額の10分の1相当額

6 入札参加者の申請及び確認

（1）申請書の受付期間、時間及び場所

受付期間は、令和7年7月16日（水）から令和7年7月30日（水）までとする。ただし、鶴岡市の休日を定める条例（平成17年鶴岡市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。

受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

受付場所は、鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市総務部契約管財課

電話番号（ダイヤルイン） 0235（35）1154

申請書等は鶴岡市のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札への参加を希望するものは、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書受付票

イ 一般競争入札（条件付き）参加資格確認申請書（様式第1号）

ウ 設計共同体協定書の写し（様式第2号（設計共同体））

エ 設計共同体組織及び編成表（様式第2号関係 別紙1）

オ 同種業務の実績調書（様式第3号）

① 業務実績の記載は、要件を満たす業務1件とする。

② 業務実績については、既に業務が完了し、引き渡し完了しているものに限る。

③ 業務実績については、記載した業務に係る①TECRIS登録における完了時の業務カルテ又は、②契約書の写し及び業務内容のわかる書類（設計書、仕様書等）とし、
3 入札参加者の資格の（2）を満たす業務実績であることを確認できるものを提出すること。

カ 配置予定技術者調書（様式第4号）

キ 委任状（設計共同体の代表者の権限に係るもの）

(3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された申請書等は無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし発注者の指示による場合を除く。

(6) 入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により申請者に令和7年8月1日（金）に通知する。

(7) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面によりその理由の詳細説明を求めることができる。

ア 提出期限は、令和7年8月5日（火）午後4時まで

イ 提出場所は、鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市総務部契約管財課
電話番号（ダイヤルイン） 0235（35）1154

ウ 提出方法は、書面を持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(8) 説明要求があった場合には、説明を求めた者に対し、令和7年8月6日（水）午後4時まで書面により回答する。

(9) 令和7年7月30日（水）までに申請書等を提出しない者、並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

7 入札方法

(1) 入札は、総価により行う。

(2) 入札書は、持参するものとする。

(3) 入札に参加する者は、入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

(4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加できないものとする。

(5) 入札執行回数は、1回を限度とする。

(6) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

(7) 規則及び、鶴岡市入札要綱（令和2年4月9日改定）に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札並びに、次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行なったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）の入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

8 落札者の決定方法

- （１）この入札は、鶴岡市変動型最低制限価格制度の対象とする。落札決定にあたっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格とする。

詳細は市のホームページ「鶴岡市変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照すること。

(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/301227henndougata.html>)

- （２）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

9 支払いの条件

前金払は業務委託料の10分の3以内の額とし、規則第2条第2項の規定に基づき定めた、建築設計等業務委託契約約款の規定による。

10 その他

- （１）この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- （２）申請書等の様式、設計図書一式は別に添付する。